

特定福祉用具販売に係る重要事項説明書

令和7年5月1日

1 事業者および事業所概要

事業者名称	株式会社 宇津木	介護保険事業所番号	2570300638
事業所名称	ケアサポート おうみ	サービスの 種類	特定福祉用具販売
事業所所在地	滋賀県長浜市本庄町700-1		特定介護予防福祉用具販売
事業所管理者	田頭 真	電話番号	0749-68-2222
通常の事業実施地域	滋賀県全域		

2 事業の目的

株式会社 宇津木（以下「会社」という）が行う指定特定福祉用具販売・指定特定介護予防福祉用具販売事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の福祉用具専門相談員（厚生労働大臣が指定した福祉用具専門相談員講習終了者、都道府県知事が認定した福祉用具専門相談員講習修了者）が、要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適正な特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売サービスを提供することを目的とする。

3 運営の方針

- （１）事業の実施に当たっては、利用者の意志、及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- （２）事業所の専門相談員は、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営む事が出来るよう、利用者の心身の状況・希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具・特定介護予防福祉用具（以下「福祉用具」という）の選定の援助、取付、調整を行い、福祉用具を販売することにより利用者の生活機能の維持または改善、もしくは日常生活の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担低減を図る。
- （３）事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し市町・他の居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者、その他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- （４）上記の他、「滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の従事者ならびに設備及び運営に関する基準等を定める条例」と「滋賀県介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の従事者ならびに設備及び運営ならびに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」を遵守する。

4 事業所窓口の営業日および営業時間

営業日	月～土（祝祭日、12/30～1/3を除く）
営業時間	8:30～17:30

5 事業所の職員体制

職種	員数（勤務の体制）
管理者	1人
専門相談員	8人（管理者含む）

6 福祉用具の取扱い種目

(1) 特定福祉用具販売品

① 腰掛便座	⑥ 移動式リフトの吊り具の部分
② 自動排泄処理装置の交換可能部品	⑦ スロープ（選択制対象福祉用具） ※ 2 -1
③ 排泄予測支援機器	⑧ 歩行器（選択制対象福祉用具） ※ 2 -2
④ 入浴用補助用具 ※ 1	⑨ 歩行補助つえ
⑤ 簡易浴槽	（選択制対象福祉用具） ※ 2 -3

※ 1 …入浴補助用具とは、以下になります。

- ・入浴用いす ・浴槽用手すり ・浴槽内いす ・入浴台
- ・浴室内すのこ ・浴槽内すのこ ・入浴用介助ベルト

※ 2 …固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点杖（松葉づえを除く）および多点杖に関しては、福祉用具貸与または特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択することができる対象品種です。

※ 2 -1…主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁に持ち運びを要しないもの。
（便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬型のものは除く。）

※ 2 -2…脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式または交互式歩行器
（車輪・キャスターがついている歩行車は除く。）

※ 2 -3…カディアン・クラッチ、ロフス・クラッチ、プラットフォームクラッチおよび多点杖に限る。

7 利用料金

(1) 特定福祉用具販売品

特定福祉用具の購入にかかる「利用者負担金（介護保険が適用された場合）」は、請求書に記載された料金（以下「購入費」という）によるものとし、各利用者の介護保険負担割合証の額となります。

購入費と利用者負担金の差額については、市町の窓口等へ申請することで、被保険者もしくは指定福祉用具販売事業所に後日支給されます。

介護保険を適用する上で利用可能な購入費の上限額は、毎年4月1日～3月31日の12ヶ月間で10万円までとなっており、超過分の購入費については全額（10割）ご負担いただきます。また同一品目の再購入については、原則認められません。ただし、下記の状態であれば、再購入が認められる場合がありますので、相談ください。

- ①利用者の心身の状況や要介護状態等の著しい変化により、購入した福祉用具が利用できなくなった場合
- ②福祉用具の破損による場合（故意でないこと）

(2) その他費用

搬入・搬出に係る交通費はいただきません。但し、離島等で車にて納品が困難な場合は、別途ご負担いただくことになります。

(3) 支払い方法

サービスに関する利用料金（利用者負担分の金額）は、1ヶ月ごとにまとめて請求いたしますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

支払い方法	支払い案件等
自動口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月（26日もしくは27日）に、ご指定いただいた金融機関の口座より引き落としします。
現金払い	サービスを利用した月の翌月末まで、現金でお支払ください。
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月末まで、当事業所が指定する口座にお振り込みください。なお、振り込み手数料につきましては、「お客様負担」とさせていただきます。

なお、自治体によって下記の支払い方式があります。

□受領委任払い方式

利用者の負担は、初めから1割、2割または3割で済み、保険給付される残りの分については利用者からの委託に基づき、保険者から事業者へ直接支払われます。

□償還払い方式

利用者が一旦費用の全額（10割）を支払い、その後申請して保険給付（9割、8割または7割）の支払いを受けます。

8 衛生管理

- （1）従事者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- （2）事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に務めます。回収した福祉用具は、他の事業者へ返却し消毒を行っています。なお、消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管します。

9 身分証携行義務

- （1）サービスを提供する従事者は常に身分証を携行し、利用者または利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

10 緊急時の対応方法及び事故発生時の対応

- （1）サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合せにより、その家族、介護支援専門員、主治医、救急隊等に連絡をいたします。
- （2）サービスの提供中に事故が発生した場合は、利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに利用者がお住いの市町、その家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行います。
- （3）事故が生じた際には、その原因を究明し再発防止の対策を講じます。

11 苦情・相談申立窓口について

- （1）サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

ケアサポート おうみ	滋賀県長浜市本庄町700-1	0749-68-2222
福祉用具専門相談員	田頭 真	080-8698-7450

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

保険者 長浜市	長浜市 健康福祉部 介護福祉課 (所在地) 長浜市八幡東町632番地	0749-65-8252
保険者 米原市	米原市 くらし支援部 高齢福祉課 (所在地) 米原市米原1016	0749-53-5122
国保連 滋賀県	滋賀県国民健康保険団体連合会 介護保険課 (所在地) 大津市中央4丁目5番9号	077-522-0065
保険者	お住いの市町の担当窓口	

12 秘密の保持、個人情報の取扱いについて

- (1) 当該事業所の従業者は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしません。
- (2) 当該事業所の従業者であった者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしません。
- (3) 当該事業所の従業者は、利用者の医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議等で必要である場合に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で必要な範囲で利用者及びその家族の個人情報を提供することができます。
- (4) 利用者及びその家族の個人情報の取扱いについては、個人情報を保護法を遵守し、個人情報をを用いる場合は事業者が定める個人情報保護に関する規定に従い、対応します。

13 非常災害発生時の対応について

非常災害対策として、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所は、非常災害の発生の際にその事業が継続できるよう他の社会福祉施設と連携及び協力を行う体制を構築するよう努めます。
- (2) 大地震等の自然災害や感染症等による不測の事態が発生しても重要な業務を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、手順等を示した業務存続計画（BCP）を策定し従事者に対し周知し必要な研修および訓練を実施します。

14 虐待の防止のための取り組みについて

- (1) 事業所は、利用者の人権擁護、虐待の防止等のため、管理者を配置する等必要な整備を行うとともに、サービス従事者に対し研修の機会を確保します。
- (2) 虐待等に関する利用者及びその家族からの虐待等に関する相談に対応するとともに、虐待等が明らかになった場合は速やかに公的機関の窓口に通報します。

15 反社会的勢力の排除について

- (1) 反社会的勢力とは以下のものを指す。
 - ①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項乃至第6号に規定されるもの
 - ②上項に準ずる組織または構成員等
 - ③その他一般庶民の平穏な生活を脅かす組織又は個人等
- (2) 事業所を運営する法人の役員及び事業所の管理者その他従事者は反社会的勢力ではありません。
- (3) 事業所は、その運営について、反社会的勢力の支配を受けておりません。

○説明者

当該事業所は、重要事項説明書及びサービス内容を説明しました。

事業所所在地 滋賀県長浜市本庄町700-1

事業所名 ケアサポートおうみ

氏 名

○利用者等

私は、重要事項説明書及びサービス内容の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

【利用者】

氏 名

【署名代行者（又は法定代理人）】

本人との続柄

氏 名
